

改正個人情報保護法 (H29.5.30 全面施行)のポイント

梅田総合法律事務所 弁護士 沢田 篤志
弁護士 古賀 健介

▶ POINT

- ① 平成 29 年 5 月 30 日に改正個人情報保護法が全面施行されます。
- ② パーソナルデータの利活用を促進する目的から、個人情報の定義を明確化する改正や、新たに「匿名加工情報」の仕組みを創設する改正がされました。
- ③ すべての個人情報取扱事業者は、事業規模等に応じて、適切な情報の安全管理措置を講じる必要があります。改正により、これまで適用対象外だった小規模な事業者も、例外なく個人情報保護法の適用を受けるようになります。

1 改正の背景

今回の改正は、個人情報保護法ができてから初めての改正です。

近年の情報通信技術の飛躍的な進歩により、ビッグデータ(社会に存在する多種多様・膨大なデータ)の収集・分析が可能となり、新たなビジネスの創出やイノベーションへの期待が高まっていますが、改正前の個人情報保護法では個人情報の定義に曖昧な面があったため、事業者がビッグデータの中でも特に利用価値が高いとされるパーソナルデータ(購買履歴や位置情報等を含む個人に関する情報)の利活用を躊躇する状況がありました。

また、いわゆる名簿業者の問題や大手企業での個人情報大量漏えい事件等によって、個人情報についての国民の懸念が増大し、対策が必要とされていました。

以上のような背景から、平成 27 年に個人情報保護法が改正され、今年 5 月 30 日から全面施行されることになっています。

2 改正の概要

改正の内容は、以下のとおり、大きく5つに分類することができます。

(1) 定義の明確化等

① 個人情報の定義の明確化

特定の個人の身体的特徴を変換したもの(例・顔認識データ)等を個人情報にあたるものとして明確化。

② 要配慮個人情報

人種、信条、病歴等が含まれる個人情報については、本人の同意をとって取得することを原則義務化し、本人の同意を得ないオプトアウト手続(第三者提供の特例)を禁止。

③ 小規模取扱事業者への対応

5000人分以下の個人情報を取り扱う事業者に対しても個人情報保護法を適用。

④ 個人情報データベース等の除外

(2) 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

① 匿名加工情報

特定の個人を識別できないように個人情報を加工したものを匿名加工情報とし、その加工方法および事業者による公表等の取扱いルールを新設。

② 利用目的の変更要件の緩和

当初の利用目的から新たな利用目的への変更の要件を緩和。

(3) 適正な個人情報の流通を確保(名簿業者対策)

① オプトアウト規定の厳格化

個人情報取扱事業者(以下「事業者」)は、オプトアウト手続で個人データを第三者提供しようとする場合、データの項目等を個人情報保護委員会に届出。委員会はその内容を公表。

② トレーサビリティの確保

個人データを提供した事業者は、受領者の氏名等の記録を一定期間保存。また、個人データを第三者から受領した事業者は、提供者の氏名やデータの取得経緯等を確認し、一定期間その記録を保存。

③ データベース提供罪

個人情報データベース等を取り扱う事務に従事する者等が不正な利益を図る目的で提供し、または、盗用する行為を処罰。

(4) 個人情報の取扱いのグローバル化

① 外国事業者への第三者提供

個人情報保護委員会規則に則った体制整備をした場合、個人情報保護委員会が認め

た国の場合、または、本人の同意により、個人データを外国の第三者へ提供できることを明確化。

② 国境を越えた法の適用と外国執行当局への情報提供

日本に居住する本人から個人情報を直接取得した外国の事業者についても個人情報保護法を原則適用。また、個人情報保護委員会による外国執行当局への情報提供が可能に。

(5) その他

① 開示、訂正、利用停止等の請求権

本人の開示、訂正、利用停止等の求めは裁判上行使できる請求権であることを明確化。

② 個人情報保護委員会の新設・権限

個人情報の保護に関する独立した機関として新設。

現行の主務大臣の権限を個人情報保護委員会に集約。立入検査の権限等を追加。

③ 認定個人情報保護団体による個人情報保護指針

以下では、重要と思われるいくつかのポイントに絞って、ご説明をします。

3 パーソナルデータの利活用について

(1) 個人識別符号

個人情報保護法では、個人情報とは、①「生存する個人に関する情報」で、②「特定の個人を識別することができる」ものをいうと定義されています。このうち②「特定の個人を識別することができる」の要件について、情報通信技術の発展によって多種多様で大量のパーソナルデータがやりとりされるようになった社会を背景に、どのような情報がこの要件を満たすのかを明確化する必要性が指摘されていました。

そこで、改正個人情報保護法（以下「改正法」）では、新たに、「個人識別符号」が含まれる情報は個人情報に該当することが明記されました。個人情報保護法施行令では、どのような情報が「個人識別符号」にあたるのかが具体的・個別に指定されています。現時点では、DNA、顔認証データ、指紋認証データ等の身体の一部の特徴に関する情報や、旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、マイナンバー等の個人ごとに割り当てられる識別情報が指定されています。

(2) 匿名加工情報に関する仕組みの創設

改正法では、パーソナルデータの利活用を推進する目的で、新たに「匿名加工情報」に関する仕組みが創設されました。

「匿名加工情報」とは、個人情報を加工して特定の個人を識別することができないようにした情報であって、かつ、元の個人情報に還元できないようにしたものを指します。「匿名加工情報」には、匿名加工情報に関する規定だけが適用され、個人情報に関する規定は適用されません。その結果、「匿名加工情報」については、利用目的に拘束されることなく利用できますし、（元の個人情報の）本人の同意がなくても第三者提供が可能です。

匿名加工情報の利活用の事例としては、ポイントカードの購買履歴や交通系ICカードの乗降履歴等を複数の事業者間で利活用して新たなサービスを生み出すといったことが考えられますが、これは一例で、今後、様々な分野で利活用されることが予想されます。

匿名加工情報は一定の基準に従って作成する必要があります。これに関しては、経済産業省の「匿名加工情報作成マニュアル」(平成 28 年 8 月)等が公表されています。

<http://www.meti.go.jp/press/2016/08/20160808002/20160808002.html>

4 情報の安全管理について

(1)安全管理措置

個人情報保護法は、事業者に、情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じることを求めています。

個人情報保護委員会が公表した「個人情報保護法ガイドライン(通則編)」(平成 28 年 11 月)では、事業者に要求される安全管理措置の説明や当該措置を実践するための手法の例示がされています。

<http://www.ppc.go.jp/personal/preparation/>

上記ガイドラインは、安全管理措置を、

- ・組織的安全管理措置
- ・人的安全管理措置
- ・物理的安全管理措置
- ・技術的安全管理措置

の 4 種類に分類した上で、事業者がとるべき措置や望ましい対応について、具体的な説明・例示をしています。

上記ガイドラインは法律ではないので、そこに示されている内容をすべて行わなければ違法となるわけではありませんが、個人情報保護法が求める安全管理措置が実施されているかどうかの判断にあたって重要な役割を果たすと考えられます。そのため、今後は、どの事業者においても、上記ガイドラインを参考に、自らの取組みが十分かどうかを見直す必要があります。

(2)小規模事業者への適用の拡大等

改正前の個人情報保護法では、小規模事業者(過去 6 か月以内のいずれの日においても、個人情報データベース等¹を構成する個人情報の数が 5000 件を超えない事業者)については、法律が適用されないことになっていました。

しかし、改正法では、この規定が廃止されたため、個人情報データベース等を事業に利用している者であれば、規模に関わらず、どの事業者(法人に限らず個人も含む)も、個人情報保護法の適用対象となりました。

もっとも、中小規模の事業者が、大規模な事業者と同レベルの安全管理措置を行うことは、現実的には困難です。そこで、個人情報保護委員会が公表している上記ガイドラインでは、中小

¹ 改正法第 2 条 4 項

規模事業者²に配慮して、より簡素な手法を例示することによって、要求される安全管理措置の負担の軽減が図られています。

5 まとめ

今回の個人情報保護法の改正を機に、あらためて、個人情報の取扱いについて問題点がないか、社内の運用を検証することが重要です。

当事務所では、改正個人情報保護法や個人情報保護法ガイドラインに関するご相談、セミナーに対応しておりますので、お気軽にご相談下さい。

※ 許可なく転載することはお控え下さい。

※ このニュースレターの送信方法は、郵送から PDF ファイルでのメール配信に変更できます。電話またはメール (newsletter@umedasogo-law.jp) で、お気軽にお申し出ください。

COLUMN

宅配業者が長時間労働と人手不足のためサービス維持が困難になっていると連日報道されています。配達担当者が昼休みも取れないという記事を読むと、そうした状況に思い至らず、消費者として利便性を追求してきたことを申し訳なく思います。

他の業界でも、顧客サービスを追求するあまり過剰にサービスを提供したり、コストカットを追求するあまり従業員が疲弊し人材が枯渇したりする例は、枚挙に暇がありません。

経営者には、良質なサービスを提供するための人的・物的体制の整備と、そのコストに見合う適正な対価を得るための弛まぬ努力が求められます。自戒を込めて。（弁護士 今田晋一）

梅田総合法律事務所

〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目1番5号 大阪三菱ビル6階

TEL : 06-6348-5566(代) FAX : 06-6348-5516

<http://www.umedasogo-law.jp>

² 従業員の数が100人以下の事業者で、事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6月以内のいずれかの日において5,000を超える者及び委託を受けて個人データを取り扱う者を除く者。